

証券コード 7804
2025年1月10日

株 主 各 位

大阪市西区江戸堀二丁目6番33号
株 式 会 社 ビ ー ア ン ド ピ ー
代表取締役社長執行役員 和田山 朋 弥

第39期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第39期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本定時株主総会の株主総会参考書類等（議決権行使書面を除く）の内容である情報（電子提供措置事項）は、電子提供措置をとっておりますので、以下のインターネット上の当社ウェブサイトへアクセスの上、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://www.bandp.co.jp/ir/>



電子提供措置事項は、東京証券取引所（東証）のウェブサイトでも電子提供措置をとっております。以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）へアクセスの上、「銘柄名（会社名）」に「ビーアンドピー」または証券「コード」に「7804」（半角）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」の順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認くださいませ。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、書面送付による事前の議決権行使については、お手数ながら株主総会参考書類をご検討の上、議決権行使書面に議案に対する賛否をご表示いただき、2025年1月27日（月曜日）午後6時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | | |
|------|---|--|
| 1. 日 | 時 | 2025年1月28日（火曜日）午前10時 |
| 2. 場 | 所 | 大阪市中央区北浜一丁目8番16号 大阪証券取引所ビル3階 北浜フォーラム
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。) |

3. 目的事項

報告事項 第39期（2023年11月1日から2024年10月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）3名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件
- 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額決定の件
- 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件
- 第7号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

4. 招集にあたっての決定事項

- (1) 議決権行使書面に議案に対する賛否の表示がない場合の取扱い
書面により議決権を行使された場合の議決権行使書面において、議案につき賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (2) 本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第14条第2項の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。従いまして、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面は、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした対象書類の一部であります。
 - ①事業報告の「会社の現況」のうち、直前3事業年度の財産及び損益の状況、主要な事業内容、主要な営業所及び工場、従業員の状況、主要な借入先の状況、その他会社の現況に関する重要な事項、「株式の状況」、「新株予約権等の状況」、「会社役員の状況」のうち、責任限定契約の内容の概要、役員等賠償責任保険契約の内容の概要等、社外役員に関する事項、「会計監査人の状況」、「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
 - ②計算書類の「株主資本等変動計算書」
 - ③計算書類の「個別注記表」
 - ④会計監査人の監査報告書 謄本
 - ⑤監査役会の監査報告書 謄本

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書面を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、修正した旨、修正前の事項及び修正後の事項を前述のインターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトに掲載させていただきます。
 - ◎当社の近況や今後の戦略をお知らせする「株主通信」につきましては、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。（当社ウェブサイト <https://www.bandp.co.jp/ir/>）
 - ◎本株主総会の決議結果につきましては、書面による決議通知のご送付に代えて、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。（当社ウェブサイト <https://www.bandp.co.jp/ir/>）

事業報告

(2023年11月1日から
2024年10月31日まで)

1. 会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当事業年度における我が国経済は、不安定な国際情勢による資源価格の高騰や為替変動による物価上昇への懸念があったものの、消費活動やインバウンド需要の活発化により緩やかな回復基調にあります。

当社を取り巻く経済環境は新型コロナウイルス感染症の影響から回復しており、人流の増加により商業施設やイベント関連の需要が順調に伸びました。

当社は、さらなる成長を図るため、前期から引き続いて、①シェア拡大、②機能拡大、③領域拡大の3つの戦略を掲げ、実行しております。

シェア拡大戦略について、主力の大阪、東京において営業エリアの拡大を行いました。名古屋、福岡、京都についても、顧客基盤を固めて事業を拡大するべく、新規顧客獲得活動を強化しております。

機能拡大・領域拡大については、デジタルサイネージをデジタルクリエイトに名称変更し、従来のハード機器販売、動画配信システムの提供に加えて、AR（拡張現実）を使った付加価値サービスの提案を積極的に行っており、オーダーグッズ制作と連携した『Novelty AR』を新しいARサービスとして開始し、大手鉄道会社のイベント向けに発注いただきました。オーダーグッズ制作につきましては、さまざまな制作実績を積んでおり、IP（知的財産）コンテンツ関連の受注も進めております。また、オフセット印刷やシルクスクリーン印刷、オンデマンド印刷等の少品種多量生産型の案件対応については、高品質かつ短納期で生産できるネットワーク体制を活かしたプリントソリューションとして順調に受注を拡大しており、今後もネットワーク体制を充実強化して顧客の効果的なマーケティング戦略に貢献いたします。

これらの新規事業はこれまで専任営業が独自で営業活動を行ってまいりましたが、その経験やノウハウを全営業担当に共有し、専任営業に加えて全国の拠点の営業担当が新規事業商材の提案と拡販を進めております。加えて、環境に配慮した販促物制作を強化しており、TOPPAN株式会社と協業して環境負荷の低いターポリン素材「エコクラシー」を使用したサステナブルな販促物の提供を開始するなど、エコ商材として顧客からの関心が高い環境に配慮した素材を使った商品の提案を積極的に行っております。

ウェブプロモーション事業については、これまでのECサイト運営のノウハウと実績を考慮した結果、ウェブによる集客活動を当社が得意とする対面営業に繋げることにより、顧客層の拡大とリピート受注の獲得を図ることとし、このための各種施策を実行し、成果をあげております。

生産体制については、引き続き高収益体質の生産体制を構築し、生産性や品質管理の向上に繋げるべく、人員配置の見直しや設備投資を実行しました。設備投資について、大阪では大阪・関西万博に向けた需要に対応するため大型の設備投資を行い、横浜ではオーダーグッズの生産力を強化するための設備投資を行いました。また、業務標準化により属人化しない技術による「人に依存しない」生産工程の実現、すなわち、スマートファクトリー化に向けてシステムや業務プロセスの見直しを進めております。

以上の結果、売上高は過去最高の3,536,204千円（前年同期比11.4%増加）となり、営業利益は550,518千円（前年同期比21.7%増加）、経常利益は551,262千円（前年同期比21.6%増加）、当期純利益は391,885千円（前年同期比30.6%増加）となりました。

また、当社はさらなる成長及び企業価値の向上を実現させるため、社内で編成したM&Aのプロジェクトチームによる各種情報収集や調査を積極的行った結果、2024年10月29日に株式会社イデイに対するM&Aが決定し、2024年11月8日にグループ会社化いたしました。同社は多数の広告主に対して広告の企画やデザインを行っており、同社の販路・企画提案力と当社の生産力やサービスラインナップを組み合わせることで、2025年10月期以降の当社グループの業績拡大に繋がります。

なお、当社はインクジェットプリントを主力とするセールスプロモーション事業を主要な事業としており、他の事業セグメントの重要性が乏しいため、セグメント別の経営成績の記載はしていません。

② 設備投資の状況

当事業年度の設備投資につきまして主要なものは、セールスプロモーション事業における生産力強化・生産のオートメーション化を目的とする設備投資63,466千円、中期経営計画に掲げる「人に依存しない」生産工程の実現、スマートファクトリー化に向けたシステム投資14,995千円、業務効率の向上を目的とした事業所の改装費用26,105千円であり、2019年7月の増資資金及び自己資金で対応いたしました。生産能力に重要な影響を及ぼすような設備の売却・撤去はありません。

なお、当社はインクジェットプリントを主力とするセールスプロモーション事業を主要な事業としており、他の事業セグメントの重要性が乏しいため、セグメント別の記載は省略しております。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

(2) 親会社の状況

該当事項はありません。

(3) 対処すべき課題

今後の見通しにつきまして、国内の経済状況は、資源価格の高騰や物価上昇への懸念があるものの、消費活動の拡大やインバウンド需要の拡大傾向が続くものと想定されます。

当社は、2023年12月に2024年10月期を初年度とする3か年の中期経営計画を策定し、2026年10月期に売上高50億円、営業利益7億5千万円を数値目標とし、『世界で唯一無二のアプローチで次の時代の競争優位性をつくる』を中期ビジョンとして掲げ、「シェア拡大」「機能拡大」「領域拡大」の3つを継続的基本戦略とし、具体的実行施策である「顧客層の拡大」「スマートファクトリーの実現」「パーパス経営の実践」の各種取り組みを推進して高成長・高収益経営の実現に努めております。

シェア拡大戦略について、主力の大阪、東京において営業人員を増強して営業体制を強化いたします。名古屋、福岡、京都については新規顧客獲得活動を進めるとともに、既存顧客からのリピート受注を獲得すべく活動を強化いたします。また、2024年11月8日に広告・販促のエキスパートである株式会社イデイ（以下、「イデイ社」）の株式を取得してグループ会社化したことにより、イデイ社が顧客として有する多数の広告主が当社グループの顧客となりました。今後は当社の生産力やサービスラインナップとイデイ社の販路や企画提案力を組み合わせることで、生

産体制をもつ総合販促支援企業として、顧客層の拡大と業績の向上を目指します。

機能拡大、領域拡大について、2024年12月2日にシンガポールのZKDigimax社とデジタルサイネージの拡販に関する業務提携契約を締結しました。同社のシステムはインドネシア国内の2大コンビニエンスストアやファストフードチェーンの店舗で採用されるなど、インドネシアのデジタルサイネージのシェア90%を獲得し、世界22ヵ国で導入されており、モニターとAIカメラを連動させて来客属性などをシステム上で一元管理し、即時配信や配信予約ができるAI搭載モニターです。同社システムの拡販を通じて販売促進活動のDX化のスマートリテールソリューションとして国内企業に展開してまいります。オーダーグッズ制作につきましては、引き続きIP（知的財産）コンテンツ関連の受注を進めるとともに、アパレルEC販売会社との連携によるノウハウの確立と内製化による生産体制の強化を進めます。

オフセット印刷やシルクスクリーン印刷、オンデマンド印刷等の少品種多量生産型のプリントソリューション及びオーダーグッズ制作については、東京に加えて大阪にも専任担当を配置してサポート体制を強化し、認知度向上と受注拡大を目指します。

ウェブプロモーション事業については、ECサイト運営を行うネット販売部門と、ウェブ集客活動を通じて当社が得意とする対面営業に繋げるマーケティング部門に分割し、顧客開拓を推進いたします。

生産体制については、引き続き高収益体質の生産体制を構築し、生産性や品質管理の向上に繋げるべく、約100,000千円の設備投資を予定しております。業務標準化により属人化しない技術による「人に依存しない」生産工程の実現、スマートファクトリー化を推進します。また、材料費高騰への対応として代替品への切り替えや新素材の発掘を進めます。

また、今後の当社グループのさらなる成長及び企業価値の向上を実現させるため、引き続き社内で編成したM&Aのプロジェクトチームによる各種情報収集や調査を積極的に行い、当社グループの事業との相乗効果、成長性、利益率等の観点から投資案件の調査を進めてまいります。

さらに、事業拡大に向けた人材獲得のため、変形労働時間制の廃止に伴うワークライフマネジメントの支援や健康経営優良法人認定制度の認定に向けて従業員の働く環境の見直しを進めており、パーパス経営の実現に向けて各種取り組みを推進します。

2. 会社役員の状況

(1) 取締役及び監査役の状況（2024年10月31日現在）

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
取締役会長執行役員	和 田 山 英 一	経営全般
代表取締役社長執行役員	和 田 山 朋 弥	経営全般
取締役専務執行役員	小 林 恒 文	事業部門統括
取締役常務執行役員	清 水 明	管理部門統括
取 締 役	西 端 雄 二	
取 締 役	伊 藤 寛 治	
常 勤 監 査 役	高 橋 正 幸	
監 査 役	野 村 祥 子 (戸籍名：鈴木 祥子)	弁護士 堂島法律事務所 パートナー弁護士 株式会社島精機製作所 社外取締役（監査等委員） 株式会社神戸物産 社外取締役（監査等委員） シノブフーズ株式会社 社外監査役
監 査 役	鳥 山 昌 久	公認会計士・税理士 公認会計士・税理士 鳥山事務所 所長 株式会社ブレイク・フィールド社 社外監査役 株式会社アクティブアンドカンパニー 社外監査役

- (注) 1. 取締役西端雄二及び伊藤寛治の両氏は、社外取締役であります。
2. 監査役野村祥子及び鳥山昌久の両氏は、社外監査役であります。
3. 取締役西端雄二及び伊藤寛治の両氏は、経営者としての豊富な経験を有しております。監査役野村祥子氏は弁護士として法務に関する相当程度の知見を、また、監査役鳥山昌久氏は公認会計士・税理士として財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は、取締役西端雄二及び伊藤寛治の両氏、監査役野村祥子及び鳥山昌久の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 2024年11月1日をもって、取締役清水明氏は執行役員を退任いたしました。

(2) 取締役及び監査役の報酬等

役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、役員の報酬等の額については株主総会で決議された報酬限度額や個々の職責と実績に基づき決定しており、2021年12月20日開催の取締役会において、取締役の個人別報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

(2021年12月20日開催の当社取締役会において定めた取締役の個人別報酬等の内容に係る決定方針)

・役員報酬の基本方針

当社は、取締役の報酬制度をコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方に基づき、下記の報酬方針に基づき設定・運用するものとする。

- (1) 当社の持続的成長と中長期的な企業価値向上に資するものであること
- (2) 株主利益と連動したものであること
- (3) 報酬の決定プロセスが客観性、透明性の高いものであること
- (4) 各取締役の役割や職責に加えて、世間水準及び当社の業績・財務状況に見合ったものであり、かつ、従業員給与とのバランスに配慮したものであること

具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬（業績報酬）及び非金銭報酬（株式報酬）により構成し、監督機能を担う社外取締役並びに監査役については基本報酬のみとする。

・基本報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、月額固定報酬とし、役位、職責、世間水準及び当社の財務状況等を総合的に勘案して決定するものとする。

・業績連動報酬並びに非金銭報酬の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針

業績連動報酬は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標（KPI）を反映した現金報酬とし、各事業年度の営業利益の目標値に対する達成度合いに応じて算出された額を業績報酬として、株主総会後の会社が定めた日に支給する。目標となる業績指標とその値は適宜、環境の変化に応じて報酬諮問委員会の答申を踏まえて設定・見直しを行うものとする。

非金銭報酬は、譲渡制限付株式を用いた株式報酬とする。

・基本報酬の額、業績連動報酬の額又は非金銭報酬の額の取締役の個人別の報酬等の額（全体）に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、同業他社をはじめ世間の状況を参考にしな

がら、報酬諮問委員会において審議を行う。取締役会は、報酬諮問委員会の答申内容を尊重し、インセンティブが適切に機能する報酬割合を決定することとする。

・取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項
報酬諮問委員会にて、個人別の基本報酬の額、業績報酬の額、株式報酬の交付株式数について審議を行い、当該委員会の答申を受けた取締役会にて承認して決定する。

当事業年度の各取締役の報酬については、上記の方針に沿って代表取締役社長執行役員和田山朋弥が原案を作成し、報酬諮問委員会の審議と答申を経た上で、取締役会で承認して決定しております。各監査役の固定報酬については監査役の協議により決定しております。
当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容については、取締役会で決議された方針と整合しており、かつ、報酬諮問委員会で十分に審議されていることから、取締役会としては当社の方針に沿うものと判断して承認しております。

当事業年度に係る報酬等の総額

区分	員数 (名)	報酬等の額 (千円)	報酬等の種類別の額（千円）		
			基本報酬	業績連動報酬	非金銭報酬
取締役 (うち社外取締役)	6 (2)	108,985 (6,000)	94,440 (6,000)	7,370 (-)	7,175 (-)
監査役 (うち社外監査役)	3 (2)	12,600 (4,800)	12,600 (4,800)	- (-)	- (-)
合計 (うち社外役員)	9 (4)	121,585 (10,800)	107,040 (10,800)	7,370 (-)	7,175 (-)

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は2016年8月29日開催の臨時株主総会において、年額200,000千円以内（定款で定める取締役の員数は10名以内。当該臨時株主総会終結時点は4名。当事業年度末現在は6名）と決議いただいております。また、それとは別枠で、2022年1月27日開催の第36期定時株主総会において、取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式に関する報酬として支給する金銭報酬債権の総額を、年額20,000千円以内（当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く。）は4名。当事業年度末現在も4名）と決議いただいております。
2. 監査役の報酬限度額は2016年8月29日開催の臨時株主総会において、年額50,000千円以内（定款で定める監査役の員数は5名以内。当該臨時株主総会終結時点は3名。当事業年度末現在も3名）と決議いただいております。
3. 業績連動報酬に関する指標は営業利益であり、その実績は損益計算書に記載のとおりであります。当該指標を評価指標として選択した理由は、当期の業務執行の成果を客観的に示す最も適切な指標であるからであります。当事業年度の役員賞与引当金考慮前の営業利益の実績額が目標値の一定割合を超えたため、達成度合いに応じてあらかじめ決定した金額を業績連動報酬として支給予定であり、当該

金額を役員賞与引当金として計上しております。

4. 非金銭報酬の内容は、譲渡制限付株式報酬であり、各事業年度において30,000株を上限に割り当てし、譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役は、譲渡制限付株式の交付日から当社の取締役及び執行役員のいずれの地位からも退任するまでの間、当該取締役に割り当てられた譲渡制限付株式につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができないこととしております。当事業年度における交付状況は、前記の各ウェブサイトに掲載している「電子提供措置事項のうち法令及び定款に基づく書面交付請求による交付書面に記載しない事項」の「2. 株式の状況 (5)当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に交付した株式の状況」に記載しております。
5. 上記の他、2022年1月27日開催の第36期定時株主総会において、取締役及び監査役に対する役員退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給についてご承認いただいたことに伴い、役員退職慰労引当金の引当対象外である功労金23,550千円を2022年10月期に特別損失として計上しております。なお、当事業年度末における打切り支給予定額は取締役（社外取締役を除く。）4名 144,250千円であります。

3. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社の配当政策は、株主の皆様に対する利益の還元を経営上の重要な施策の一つとして位置づけしており、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、配当性向30%を目安として安定した配当を継続して実施していくことを基本方針とし、2026年10月期の配当性向40%を目標としております。

当社の剰余金の配当は、年1回の期末配当を基本方針としておりますが、将来的な中間配当の実施に備え、会社法第454条第5項に規定する中間配当を行うことができる旨を定款で定めております。なお、これら剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

第39期の期末配当につきましては、1株当たり60円の配当を予定しております。今後につきましても安定した配当を旨とし、内部留保の確保に留意してまいりたいと考えております。内部留保資金の用途につきましては、今後の事業展開への備えと設備投資等の資金として充当することとしております。

貸借対照表

(2024年10月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	3,800,264	流 動 負 債	558,319
現 金 及 び 預 金	2,983,032	買 掛 金	204,019
受 取 手 形	48,110	未 払 金	52,290
電 子 記 録 債 権	40,990	未 払 費 用	40,155
売 掛 金	645,795	未 払 法 人 税 等	102,544
仕 掛 品	29,230	未 払 消 費 税 等	44,894
原 材 料	14,328	預 り 金	7,597
貯 蔵 品	172	賞 与 引 当 金	98,720
前 払 費 用	31,959	役 員 賞 与 引 当 金	7,370
そ の 他	8,219	そ の 他	726
貸 倒 引 当 金	△1,575	固 定 負 債	152,180
固 定 資 産	336,465	長 期 未 払 金	144,250
有 形 固 定 資 産	(122,144)	資 産 除 去 債 務	7,930
建 物	69,899	負 債 合 計	710,500
機 械 及 び 装 置	539,001	純 資 産 の 部	
工 具、器 具 及 び 備 品	17,814	株 主 資 本	3,426,229
そ の 他	6,697	資 本 金	288,052
減 価 償 却 累 計 額	△511,268	資 本 剰 余 金	278,479
無 形 固 定 資 産	(28,943)	資 本 準 備 金	278,052
ソ フ ト ウ エ ア	6,586	そ の 他 資 本 剰 余 金	427
の れ ん	9,688	自 己 株 式 処 分 差 益	427
そ の 他	12,668	利 益 剰 余 金	2,875,692
投 資 そ の 他 の 資 産	(185,377)	利 益 準 備 金	2,500
出 資 金	10	そ の 他 利 益 剰 余 金	2,873,192
敷 金	79,669	別 途 積 立 金	840,000
破 産 更 生 債 権 等	1,981	繰 越 利 益 剰 余 金	2,033,192
繰 延 税 金 資 産	105,697	自 己 株 式	△15,994
貸 倒 引 当 金	△1,981	純 資 産 合 計	3,426,229
資 産 合 計	4,136,729	負 債 及 び 純 資 産 合 計	4,136,729

(注) 記載金額は千円未満を切捨して表示しております。

損 益 計 算 書

(2023年11月1日から
2024年10月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		3,536,204
売 上 原 価		1,974,289
売 上 総 利 益		1,561,915
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,011,396
営 業 利 益		550,518
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	1	
未 払 配 当 金 除 斥 益	359	
受 取 補 償 金	246	
自 販 機 収 入	84	
雑 収 入	51	743
経 常 利 益		551,262
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	911	911
税 引 前 当 期 純 利 益		550,351
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税		176,613
法 人 税 等 調 整 額		△18,147
当 期 純 利 益		391,885

(注) 記載金額は千円未満を切捨して表示しております。

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題のひとつと考え、安定配当の維持を基本としながら、今後の事業展開等を勘案して、以下のとおり第39期の期末配当をいたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金60円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は137,615,460円となります。
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2025年1月29日といたしたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

当社は、コーポレート・ガバナンスのさらなる充実を継続しつつ、取締役会等の監督機能の一層の強化、ならびに業務執行の意思決定の迅速化を図ることを目的として、監査役会設置会社から、監査等委員会設置会社に移行したいと存じます。

監査等委員会設置会社への移行のため、監査等委員及び監査等委員会に関する規定の新設、並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行うとともに、より機動的な意思決定の実現のために、重要な業務執行の決定の委任に関する規定を新設し、その他所要の改定を行うものです。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。なお、本議案における定款変更については、本総会終結時をもって効力が発生するものといたします。

(下線部分に変更部分を示しております。)

現行定款	変更案
第4章 取締役及び取締役会 (取締役の員数) 第19条 当社の取締役は10名以内とする。 (新設) (取締役の選任) 第20条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。 ② (条文省略) ③ (条文省略) (取締役の任期) 第21条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。	第4章 取締役及び取締役会 (取締役の員数) 第19条 当社の取締役(監査等委員であるものを除く。)は10名以内とする。 ② 当社の監査等委員である取締役は5名以内とする。 (取締役の選任) 第20条 取締役は、株主総会の決議によって、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役を区別して選任する。 ② (現行どおり) ③ (現行どおり) (取締役の任期) 第21条 取締役(監査等委員であるものを除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

現行定款	変更案
(新設)	② <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u>
② (条文省略)	③ (現行どおり)
(新設)	④ <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u>
(代表取締役及び執行役員)	(代表取締役及び執行役員)
第22条 当社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。	第22条 当社は、取締役会の決議によって、 <u>取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)</u> の中から代表取締役を選定する。
② (条文省略)	② (現行どおり)
③ (条文省略)	③ (現行どおり)
④ (条文省略)	④ (現行どおり)
(取締役会の招集権者及び議長)	(取締役会の招集権者及び議長)
第23条 (条文省略)	第23条 (現行どおり)
(新設)	② <u>前項の規定にかかわらず、監査等委員会が選定する監査等委員は、取締役会を招集することができる。</u>
(取締役会の招集通知)	(取締役会の招集通知)
第24条 <u>取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u>	第24条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。
(取締役会の決議の方法)	(取締役会の決議の方法)
第25条 (条文省略)	第25条 (現行どおり)

現行定款	変更案
(取締役会の決議の省略) 第26条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u> (新設) (取締役会議事録) 第27条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。 (取締役会規程) 第28条 (条文省略) (取締役の報酬等) 第29条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。 (取締役の責任免除) 第30条 (条文省略) ② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（会社法第2条第15号イに定める業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。	(取締役会の決議の省略) 第26条 当社は取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。 (重要な業務執行の決定の委任) 第27条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。 (取締役会議事録) 第28条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。 (取締役会規程) 第29条 (現行どおり) (取締役の報酬等) 第30条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定める。</u> (取締役の責任免除) 第31条 (現行どおり) ② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

現行定款	変更案
(新設) (新設)	第5章 監査等委員会 (監査等委員会の設置) 第32条 当社は監査等委員会を置く。
(新設)	(監査等委員会の招集通知) 第33条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に 対し会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場 合には、この期間を短縮することができる。
(新設)	② 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手 続きを経ないで監査等委員会を開催することができ る。
(新設)	(監査等委員会規程) 第34条 監査等委員会に関する事項は、法令または本 定款のほか、監査等委員会において定める監査等委 員会規程による。
第5章 監査役及び監査役会 (監査役及び監査役会の設置) 第31条 当社は監査役及び監査役会を置く。	(削除) (削除)
(監査役の員数) 第32条 当社の監査役は、5名以内とする。	(削除)
(監査役の選任) 第33条 監査役は、株主総会の決議によって選任す る。	(削除)
② 監査役の選任決議は、議決権を行使することが できる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が 出席し、その議決権の過半数をもって行う。	

現行定款	変更案
<u>(監査役の任期)</u> 第34条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ② 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の終了する時までとする。	(削除)
<u>(常勤監査役)</u> 第35条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。	(削除)
<u>(監査役会の招集通知)</u> 第36条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。	(削除)
<u>(監査役会の決議の方法)</u> 第37条 監査役会の決議は、法令に別段の定めのある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。	(削除)
<u>(監査役会議事録)</u> 第38条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令で定める事項は議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。	(削除)
<u>(監査役会規程)</u> 第39条 監査役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。	(削除)
<u>(監査役の報酬等)</u> 第40条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。	(削除)

現行定款	変更案
<u>(監査役の責任免除)</u> <u>第41条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。</u> <u>② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u>	(削除)
第6章 会計監査人 (会計監査人の設置) 第42条 (条文省略) (会計監査人の選任) 第43条 (条文省略) (会計監査人の任期) 第44条 (条文省略) (会計監査人の報酬等) 第45条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査役会</u>の同意を得て定める。	第6章 会計監査人 (会計監査人の設置) 第35条 (現行どおり) 会計監査人の選任) 第36条 (現行どおり) (会計監査人の任期) 第37条 (現行どおり) (会計監査人の報酬等) 第38条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査等委員会</u>の同意を得て定める。
第7章 計 算 (事業年度) 第46条 (条文省略) (期末配当金) 第47条 (条文省略)	第7章 計 算 (事業年度) 第39条 (現行どおり) (期末配当金) 第40条 (現行どおり)

現行定款	変更案
(中間配当金) 第48条 (条文省略)	(中間配当金) 第41条 (現行どおり)
(期末配当金等の除斥期間) 第49条 (条文省略)	(期末配当金等の除斥期間) 第42条 (現行どおり)
(新設) (新設)	附則 <u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u> 1. 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、第39期定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生じる前の任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）3名選任の件

取締役6名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。また、当社は、第2号議案が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員会設置会社に移行後の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の効力は、第2号議案の定款変更の効力発生を条件として生じるものといたします。取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 （生年月日）	略 歴、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 （ 重 要 な 兼 職 の 状 況 ）	所有する当社の株式の数
1	和田山 英 一 (1950年3月4日)	1975年4月 日本オリベッティ(株)（現NTTデータルウィーブ(株)）入社 1978年8月 富士ゼロックス(株)（現富士フイルムビジネスイノベーション(株)）入社 1985年10月 和田山コピーセンター(株)（現当社）設立 代表取締役社長 2016年10月 当社 代表取締役会長 2016年11月 (株)ニコール 代表取締役会長 2019年11月 当社 取締役会長 2022年1月 当社 取締役会長執行役員（現任） 2022年10月 (株)ソフツー 社外取締役	14,500株
2	和田山 朋 弥 (1982年7月26日)	2005年4月 兵庫三菱自動車販売(株) 入社 2008年3月 当社 入社 2009年10月 当社 営業主任 2010年10月 当社 取締役 2011年11月 当社 取締役常務 2014年11月 当社 取締役専務 2016年10月 当社 代表取締役社長 2016年11月 (株)ニコール 取締役 2022年1月 当社 代表取締役社長執行役員（現任） 2024年11月 (株)イデイ 代表取締役会長（現任）	25,700株

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 の株式の数
3	小林 恒文 (1958年11月8日)	1981年 4 月 ㈱広研 入社 1988年 9 月 ㈱光エージェンシー 入社 1998年11月 国際標識㈱ (現㈱ケイエムアドシステム) 入社 2000年 2 月 当社 入社 当社 営業部長 2002年 2 月 当社 取締役常務 2016年10月 当社 取締役専務 2017年 3 月 ㈱ニコール 取締役 2017年 5 月 同社 取締役社長 2022年 1 月 当社 取締役専務執行役員事業部門統括 (現任) 2024年11月 ㈱イデイ 取締役 (現任)	2,700株

(注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 当社は、保険会社との間に、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を、当社が保険料の全額を負担して締結しており、当該保険契約では、被保険者である対象役員が、その職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について、填補することとされております。ただし、法令違反の行為のあることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。本総会の決議事項第2号議案及び本議案を原案どおりご承認いただいた場合、各候補者は引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同様の内容で更新予定であります。

第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

当社は、第2号議案が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。
つきましては、監査等委員である取締役4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の効力は、第2号議案の定款変更の効力発生を条件として生じるものといたします。
監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 の株式の数
1	※ 高橋正幸 (1968年5月2日)	1991年4月 ㈱日広(現㈱アド・ニッチ) 入社 1995年4月 当社 入社 2016年11月 当社 江東事業所長 2018年8月 当社 経営管理部次長 2022年11月 当社 社長室室長 2023年1月 当社 監査役(現任) 2024年11月 ㈱イデイ 監査役(現任)	800株
2	※ 伊藤寛治 (1949年8月12日)	1974年4月 飛鳥建設㈱ 入社 2007年6月 同社 取締役兼執行役員 経営管理本部長 2011年4月 同社 代表取締役兼上席執行役員専務 経営管理本部長 2011年5月 同社 代表取締役社長兼上席執行役員社長 2017年6月 同社 代表取締役会長 2019年6月 同社 特別顧問 2020年1月 当社 社外取締役(現任)	一 株

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 の株式の数
3	※ の 野 村 祥 子 (戸籍名：鈴木 祥子) (1973年12月31日)	2000年 4 月 弁護士登録 堂島法律事務所 入所（現任） 2010年 4 月 近畿大学法科大学院非常勤講師 2014年 4 月 大阪大学大学院高等司法研究科招へい教授（現任） 2015年 6 月 ㈱島精機製作所 社外監査役 2016年 4 月 同志社大学法科大学院非常勤講師 2018年 1 月 ㈱神戸物産 社外取締役 当社 社外監査役（現任） 2019年 6 月 シノプフーズ㈱ 社外監査役（現任） 2020年 6 月 ㈱島精機製作所 社外取締役（監査等委員）（現任） 2021年10月 京都大学大学院法学研究科非常勤講師 2022年 1 月 ㈱神戸物産 社外取締役（監査等委員）（現任） 2023年 4 月 同志社大学法科大学院客員教授（現任） 2024年10月 京都大学大学院法学研究科客員教授（現任）	－ 株
4	※ と り や ま ま さ ひ さ 鳥 山 昌 久 (1968年6月28日)	1996年10月 中央監査法人（現PwC Japan有限責任監査法人）入所 2001年 4 月 公認会計士登録 2003年 7 月 ㈱TFR総合研究所 入社 2008年 7 月 公認会計士鳥山事務所（現公認会計士・税理士鳥山事務所）開設 所長（現任） 2008年 8 月 税理士登録 ㈱野口精機 社外監査役 2015年 6 月 JTB印刷㈱ 社外監査役 2018年 1 月 当社 社外監査役（現任） 2018年 6 月 ㈱ブレイク・フィールド社 社外監査役（現任） 2019年 4 月 ㈱アクティブアンドカンパニー 社外監査役（現任）	－ 株

(注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. ※印は、新任の監査等委員である取締役候補者であります。
3. 伊藤寛治、野村祥子及び鳥山昌久の各氏は、社外取締役候補者であります。
4. 高橋正幸氏を監査等委員である取締役候補者とした理由は、2023年1月から常勤監査役として、監査業務を通じ、当社の健全な経営発展と社会的信頼の向上に努めており、当社における豊富な業務経験を有していることからであります。

5. 伊藤寛治氏を社外取締役候補者とした理由は、企業経営・企業統治の豊富な経験と実績を有しており、当社の経営に関する有用な助言・提案をいただくことで経営監督機能の一層の強化ができると期待したためであります。
6. 野村祥子及び鳥山昌久の両氏を社外取締役候補者とした理由は、会社経営に直接関与された経験はないものの、弁護士としての知識と経験、公認会計士・税理士としての知識と経験を経営の監督に活かすことが期待できるためであります。
7. 高橋正幸氏は、現在、当社の監査役であります。同氏の監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
8. 伊藤寛治氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって5年となります。
9. 野村祥子及び鳥山昌久の両氏は、現在、当社の社外監査役であります。両氏の監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって両氏ともに7年となります。
10. 当社は、高橋正幸、伊藤寛治、野村祥子及び鳥山昌久の各氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償責任について、責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に規定する額としております。本総会の決議事項第2号議案及び本議案を原案どおりご承認いただいた場合、当該契約を継続する予定であります。
11. 当社は、伊藤寛治、野村祥子及び鳥山昌久の各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。本議案を原案どおりご承認いただいた場合、引き続き、独立役員として届け出る予定であります。
12. 当社は、保険会社との間に、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を、当社が保険料の全額を負担して締結しており、当該保険契約では、被保険者である対象役員が、その職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について、填補することとされております。ただし、法令違反の行為のあることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。本総会の決議事項第2号議案及び本議案を原案どおりご承認いただいた場合、各候補者は引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同様の内容で更新予定であります。

【ご参考】第3号議案及び第4号議案承認後の経営体制（予定）
スキルマトリックス

当社の持続的成長を実現するための経営の方向性や事業戦略に照らし、当社の取締役会が意思決定機能及び監督機能を適切に果たすために、当社の取締役が有する専門性と経験および当社が期待する専門性と経験は以下のとおりです。

	氏名	性別		専門性と経験							
		男性	女性	企業経営	業界経験	営業 マーケティング	生産 商品開発	財務 会計 税務	法務 リスク マネジメント	IT デジタル	ガバナンス
監査等委員	和田山 英 一	○		○	○	○					○
	和田山 朋 弥	○		○	○	○	○				○
	小 林 恒 文	○		○	○	○	○				○
	高 橋 正 幸	○			○	○	○		○	○	○
	伊 藤 寛 治	○		○			○		○		○
	野 村 祥 子		○						○		○
	鳥 山 昌 久	○						○			○

なお、スキルマトリックスは、各人の経験等を踏まえ、より専門性を発揮できる領域を記載しているものであり、各人が有する全ての知見や経験を表すものではありません。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額決定の件

当社は、第2号議案が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）の報酬額について、その額を、年額200,000千円以内とすることを願います。

この上限額は、取締役の職務と責任に加えて、世間水準等諸般の事情を考慮したものであります。また、当社は、取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針を定めており、その概要は事業報告「2. 会社役員の状況(2)取締役及び監査役の報酬等」に記載のとおりであります。本議案の内容は、当該方針に沿うものであり、相当であると判断しております。

本総会の決議事項第2号議案及び第3号議案を原案どおり承認いただいた場合、本議案の対象となる取締役は3名となります。

なお、本議案の効力は、第2号議案の定款変更の効力発生を条件として生じるものといたします。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件

当社は、第2号議案が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、新たに監査等委員である取締役の報酬額を定めることとし、その額を、年額50,000千円以内とすることを願います。

この上限額は、監査等委員である取締役の職務と責任に加えて、世間水準等諸般の事情を考慮したものであり、相当であると判断しております。

本総会の決議事項第2号議案及び第4号議案を原案どおり承認いただいた場合、本議案の対象となる監査等委員である取締役は4名（うち、社外取締役3名）となります。

なお、本議案の効力は、第2号議案の定款変更の効力発生を条件として生じるものといたします。

第7号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の割当のための報酬決定の件

1. 提案の理由

当社は、2022年1月27日開催の定時株主総会においてご承認いただき、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めることを目的とし、当社の取締役（社外取締役を除く。）に対し、譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給する制度を導入しております。

当社は、第2号議案が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）を対象とした譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」という。）を改めて設定することをお願いするものであります。（本制度による報酬は、第5号議案の報酬額とは別枠であります。）

後記の金銭報酬債権及び株式数の上限は、当社における対象取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案して決定したものであります。また、当社は、2021年12月20日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めており、その概要は事業報告「2. 会社役員の状況(2)取締役及び監査役の報酬等」に記載のとおりであります。本議案の内容は、当該方針に沿うものであり、相当であると判断しております。

本制度の対象となる取締役の員数は3名となります。

2. 本制度の概要

(1) 譲渡制限付株式の割当て及び払込み

本制度により対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬債権の総額は、年額20,000千円以内とする。また、対象取締役は取締役会決議に基づき、本制度による金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受ける。

なお、譲渡制限付株式の払込金額は、その発行又は処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける取締役に特に有利な金額としない範囲で当社取締役会において決定する。

また、上記金銭報酬債権は、対象取締役が、上記の現物出資に同意していること及び下記(3)に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給する。

(2) 譲渡制限付株式の総数

対象取締役に対して割り当てる譲渡制限付株式の総数30,000株を、各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限とする。

ただし、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができる。

(3) 譲渡制限付株式割当契約の内容

譲渡制限付株式の割当てに際し、当社取締役会決議に基づき、当社と譲渡制限付株式の割当てを受ける取締役との間で締結する譲渡制限付株式割当契約は、以下の内容を含むものとする。

①譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役は、譲渡制限付株式の交付日から当社の取締役及び執行役員のいずれの地位からも退任するまでの間（以下、「譲渡制限期間」という。）、当該取締役に割り当てられた譲渡制限付株式（以下、「本割当株式」という。）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができない（以下、「譲渡制限」という。）。。

②譲渡制限付株式の無償取得

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役及び執行役員のいずれの地位からも退任した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式を当然に無償で取得する。

また、本割当株式のうち、上記①の譲渡制限期間が満了した時点において下記③の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得する。

③譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日まで継続して、当社の取締役又は執行役員のいずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部につき、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

ただし、当該取締役が、当社取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役及び執行役員のいずれの地位からも退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

④組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社取締役会）で承認された場合には、当社取締役会決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

この場合には、当社は、上記の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

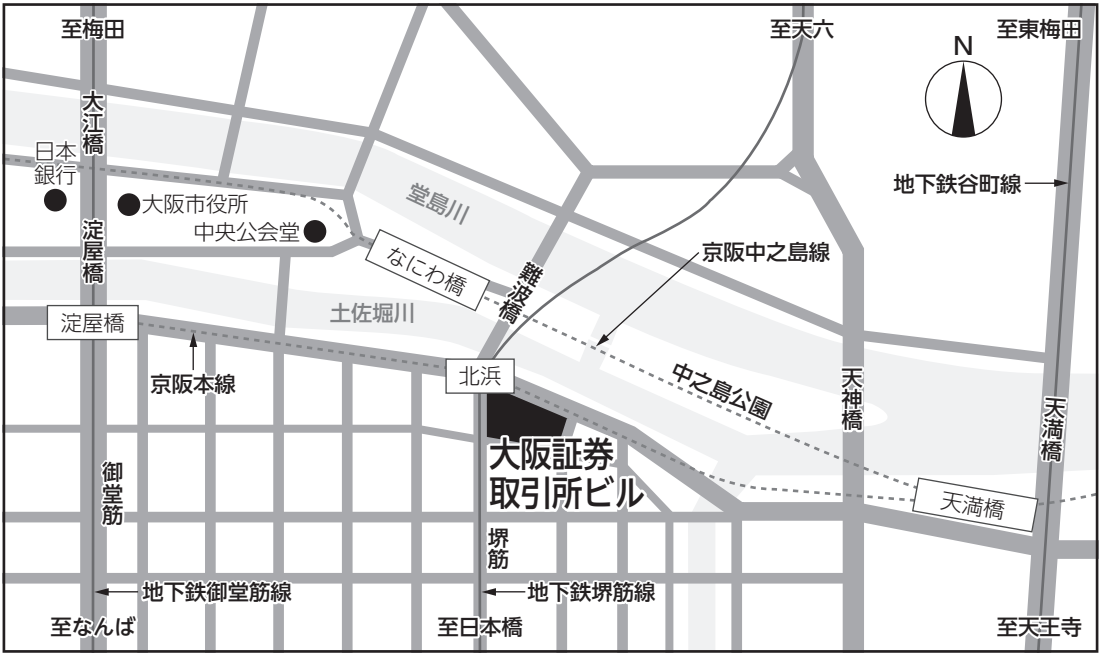
以 上

× ₴

This image shows a full page of a handwriting practice worksheet. It consists of multiple sets of three horizontal dashed lines, each set providing a guide for letter height and placement. The lines are evenly spaced across the entire page, leaving ample room for writing practice. There is no text or other markings on the page.

株主総会会場ご案内図

会場：大阪市中央区北浜一丁目8番16号
大阪証券取引所ビル3階 北浜フォーラム



- 交通

- 地下鉄堺筋線北浜駅下車 1B出口（地下道直結）
 - 京阪本線北浜駅下車 27号出口（地下道直結）
 - 地下鉄御堂筋線淀屋橋駅下車・京阪地下道を東へ徒歩約7分
27号出口（地下道直結）
 - 京阪中之島線なにわ橋駅（4番出口）徒歩約4分
- お願い

当社専用の駐車場はございませんので、
お車でのご来場はご遠慮ください。

◎当社の近況や今後の戦略をお知らせする「株主通信」につきましては、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。（当社ウェブサイト <https://www.bandp.co.jp/ir/>）

